

長門市移住支援金交付要綱

(令和元年7月19日告示第33号)

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏から本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、山口県と共同して行う移住支援事業に係る支援金(以下「支援金」という。)の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成20年長門市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の実地条件のうち、別表1に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。

(2) 東京23区

地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(3) 転入

本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民登録することをいう。

(4) マッチングサイト

山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、第5条に規定する申請(以下「申請」という。)のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者のうち、次の各号のすべてを満たすもの(以下「補助対象者」という。)とする。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 転入する直前までに、連続して5年以上、東京23区に居住していたこと。

イ 転入する直前までに、連続して5年以上、東京圏に居住し、かつ、転入日の3箇月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 移住就業の場合

令和元年8月1日以降に転入したこと。

イ 移住創業の場合

平成31年4月18日以降に転入したこと。

(3) 就業又は創業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 創業に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金(以下「創業補助金」という。)の交付決定を受けていること。

(イ) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから 1 年以内であること。

(4) その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

エ 過去において世帯の構成員に本市及び他の市町が行う同様の支援金の交付を受けた者がいないこと。

オ 補助対象者を含めた世帯員が、東京圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること(単身世帯を除く。)

カ 補助対象者を含めた世帯員が、いずれも申請の際、転入後 3 箇月以上 1 年以内であること。

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(支援金の額)

第 4 条 支援金は、単身世帯にあつては 60 万円とし、2 人以上の世帯にあつては 100 万円とする。

(支援金の交付申請)

第 5 条 補助対象者は、移住支援金交付申請書(別記様式第 1 号)に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類

(2) 転入前の居住地及び居住期間、転入前及び申請時において同一世帯であること並びに本市に転入したことがわかる住民票等

(3) 第 3 条第 1 号イに該当する補助対象者にあつては、次に掲げる書類

ア 被用者の場合

東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

イ 法人経営者又は個人事業主の場合

次に掲げる書類

(ア) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)

(イ) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

(4) 在留カード又は特別永住者証明書の写し(外国人の場合に限る。)

(5) 補助対象者の就業証明書(別記様式第2号)又は創業補助金の交付決定通知書の写し

(6) 市税に係る納税証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、予算の範囲内で、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの移住支援金交付請求書(別記様式第4号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(是正のための措置)

第8条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金返還請求書(別記様式第5号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

- ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出(市外で1年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。)したとき。
- エ 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- オ 第3条第3号イに規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山口県と長門市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、黄瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村

別記様式第1号(第5条関係)

長門市移住支援金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

就業証明書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 6 条関係)

長門市移住支援金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 7 条関係)

長門市移住支援金交付請求書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

長門市移住支援金返還請求書

[別紙参照]